

水田活用の直接支払交付金の交付対象水田の見直しについて

(5年水張りルールのお知らせ)

水田活用の直接支払交付金の交付対象となる農地は、水張り機能を有している「水田」であることを前提としており、「5年間に一度も水張りが行われていない農地は交付の対象としない」という国の方針が決定しました（令和5年度に国の要綱が改正されました）。

<目的>

- ① 転換作物が固定化している水田の畑地化を促進するため
- ② 水稲と転換作物とのブロックローテーション体系の再構築を促進するため

現行のルール

以下のような、水稲の作付けができない農地(畦畔や用水路がない農地等)は交付対象外

- ① 現況において非農地に転用された土地
- ② 3年連続して作物の作付けが行われておらず、その翌年も作付けが行われないことが確実な農地
- ③ 畑地化し水田機能を喪失する等水稲の作付が困難な農地として、次のいずれかに該当するもの
 - ・たん水設備(畦畔等)を有しない農地
 - ・用水供給設備(用水路等)を有しない農地等



現行ルールに加え、新たなルールが制定されました。

5年水張りルール

◆5年間に一度も水張りが行われていない農地は交付対象となりません。

ただし、以下に該当するものは、5年間に一度も水張りが行われていない場合であっても交付対象水田から除外されません。

- ・災害復旧に関連する事業が実施されている場合
- ・基盤整備に関連する事業が実施されている場合

◆水張りは、水稲作付けにより確認することを基本としています。

ただし、以下のすべてに該当する場合は水張りを行ったとみなします。

- ・たん水管理を1か月以上行う
- ・連作障害による収量低下が発生していない

(※たん水管理を行う場合は、提出書類が必要になりますので、必ず事前に松山市地域農業再生協議会に連絡してください。)

(裏面へ続く)

Q&A

Q1. 新たなルールができて、何をすれば良いの？

水張り機能を有している水田について、5年毎に水稲の作付けをご検討ください。

また、水張りの確認ができない場合は、原則として交付対象となりませんので、交付を受ける予定がある方は、必ず営農計画書をご提出ください。

Q2. 水稲を作付けしたら、産地交付金の申請ができないのでは？

R6年度から水田活用の直接支払交付金の産地交付金の要件を見直し、水稲と振興作物の二毛作に対しても交付金支給の対象となりました。詳しくは同封のパンフレットをご覧ください。

Q3. 5年間とはいつのこと？

補助金の交付対象水田の要件を満たすには、5年毎に水稲作付等の水張りを継続して行う必要があります。水稲を作付けした年度の翌年度からの5年間で、水稲作付等の水張りがされていない場合は、6年目以降、交付対象水田から除外されますのでご注意ください。

(例1) R3年度に水稲を作付したが、R4～R8年度の5年間に水稲を作付しなかった場合
→R9年以降、交付対象水田から外れる。

(例2) R6年度に水稲を作付し、R11年度にも水稲作付したが、R12～R16年度の5年間に水稲を作付しなかった場合 →R17年以降、交付対象水田から外れる。

Q4. 交付対象外になった後、再び交付対象になることはあるの？

一度交付対象水田から外れると、原則、交付対象水田に戻ることはありません。耕作者が変わった場合にも、交付金の対象農地に復帰することはありませんのでご注意ください。

Q5. 農地はあるけど管理できない場合はどうしたら良いの？

「農地中間管理事業」という農地の貸し借りの方法があります。公的機関の中間管理機構が、農地を貸したい地主と借りたい担い手の仲介役となり、農地をスムーズに貸借できる制度です。利用するにはあらかじめ農地中間管理機構への登録が必要ですので、詳しくは松山市役所農水振興課までお問い合わせください。

Q6. 交付対象外となった農地は、登記上や課税上の地目が変わるの？

水田活用の直接支払交付金の制度上の見直しであるため、登記や課税等の変更を伴うものではありません。

問い合わせ先

松山市地域農業再生協議会事務局（松山市役所農水振興課内）TEL：089-948-6568